

委員会提出議案第1号

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成23年2月25日提出

議会運営委員会

委員長 三 竹 正 義

提案理由

秦野市部設置条例の一部改正に伴い、総務常任委員会が所管する部の名称を改めるため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項所管事項の欄中「企画総務部」を「政策部」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

委員会提出議案第1号 秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数
総務常任委員会	1 <u>政策部</u> の所管に属する事項 2－7 (略)	7人	総務常任委員会	1 <u>企画総務部</u> の所管に属する事項 2－7 (略)	7人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p>					